

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ
(案)

令和3年5月28日

農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ

I はじめに

2020年の農林水産物・食品の輸出額は、9,217億円となり、8年連続で過去最高額を更新した。また、少額貨物を含めた輸出額は、9,860億円となった。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、世界各国の食料消費が外食から家庭消費へシフトする動きを捉えた結果であると考えており、引き続き、困難の中にあっても積極果敢に輸出に挑戦する事業者の取組を政府一体となって後押ししていくことが重要である。

こうした中、昨年11月に本会議において取りまとめた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「実行戦略」という。）において「令和3年夏を目途に結論を得る」とされている検討事項を中心に、輸出に取り組む事業者からのヒアリングや、生産から流通、販売に至る関係者を集めた意見交換を行い、現場で取り組む事業者が抱える問題意識や要望、課題を把握した。今般、検討事項や新たに明らかになった課題に係る具体的な対応策について、実行戦略のフォローアップとして、以下のとおり取りまとめた。

今後、制度面の見直しも含め早急に具体化するとともに、官民一体となって速やかに実行していくことにより、海外市場が求めているものを作っていく、いわゆる「マーケットイン」の発想に立って改革を更に進め、2025年2兆円、2030年5兆円という輸出額の目標の達成に向けて強力に取り組んでいく。

II 日本の強みを最大限に発揮するための取組

対策1 専門人材を活用し、計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成

(1) 実行戦略策定以降における輸出産地の公表

実行戦略では、マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開を図るため、「主として輸出向けの生産を行う輸出産地を令和2年度中にリスト化」することとなっており、輸出産地のリストについて、都道府県や業界団体等を通じて産地の意向を踏まえた結果、これまでに全27重点品目で合計1,261産地・事業者を公表した（別紙1）。

(2) 輸出に取り組む産地・事業者の育成の課題

輸出実績については、財務省の貿易統計を基に集計し公表してきているが、あくまで輸出が行われる港湾・空港の所在地別のデータしか分からず、個別の産地や事業者の輸出実績を把握できていない。

また、政府として、個別事業者の輸出実績が把握できないため、事業の効果を評価することも難しいのが現状である。

輸出拡大に向けた支援を効率的に行うためにも、主要な産地・事業者の輸出実績の進捗や課題を適切に把握するとともに、事業の効果を評価する仕組みが必要である。

(3) 具体的な対応策

① 輸出事業計画に基づく支援

今後、リスト化された輸出産地・事業者においては、令和3年度中を目途に、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づく輸出事業計画を必要に応じて策定し、当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を行う。

また、輸出事業計画の認定事業者における輸出拡大の進捗状況を把握し、PDCAサイクルを構築することによって、より効果的な支援策につなげていく。

このため、政府が行っている農林水産物・食品の輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出促進法に基づく輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する。

② 輸出事業計画の策定・実行に関する国の体制整備

農林水産事業者、食品事業者ともに、マーケットインの発想に基づく生産を行うためには、ターゲット国・地域の規制や消費者ニーズに関する知識を備えた専門人材の支援が必要である。

このため、地方農政局等に食品企業や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、マーケットイン輸出に向けた産地の育成を支援する。

また、令和3年7月に農林水産省に設置される「輸出・国際局」（仮称）にも専門人材を配置し、伴走型で支援を行う。

対策2 生産から海外での販売に至る事業者を包括する「品目団体」を組織化し、規格統一やナショナルブランド化を推進

(1) 諸外国・地域における農林水産物・食品の輸出における業界の支援体制

先進国では、我が国よりも早い段階から、輸出促進のための官民が連携した体制を整備しており、多くの国では、「品目団体」と言われる業界組織を基盤として、海外市場開拓に取り組む事業者を支援している。

米国の例では、22の主要な品目ごとに生産、流通、販売に至る事業者の団体を組織し、ターゲット国・地域の消費者のニーズ調査や共同のプロモーション等を行っている。

このような品目団体が、対象品目の生産、流通、販売に関する基準やナショナルブランドの基準を作成しており、業界が統ルールのもとで輸出に向けた生産・流通・販売を行うことで、輸出先国・地域のニーズに応じた生産を行うほか、統一した包材を使用した効率的な流通・販売が可能となっている。

また、主要なターゲット国・地域に事務所を構え、輸出先国・地域において輸出事業者を支援するなど、業界一体となった売り込みを行っている。

さらに、品目団体の多くは、法律に基づく組織であり、法律に基づきチェックオフや業界課税という方式で安定的かつ豊富な自主財源を有し、この財源を用いて上記の共通活動を行っているほか、団体によっては、ターゲット国・地域における新規取引先の開拓などを行っている。

WTOのルールにより、輸出を拡大するための直接的な国の支援は禁止されているが、このような業界団体による支援はWTOのルールでの禁止対象外と考えられ、こうした仕組みのない我が国と比べ、販売力強化に向けた取組の違いとなって現れている。

(2) 具体的な対応策

主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする組織を設立できることとし、「品目団体」として法的に位置付ける方向で検討する。

品目団体は、ナショナルブランドの確立に必要な規格や、輸出ターゲット国・地域のニーズを踏まえた、生産・流通・販売における統一規格等を定めた業務規程を作成できることとし、共通の品質の確保やブランディング、物流の効率化などに中心的な役割を果たす。

また、品目団体の組織化を促進し、品目団体による輸出拡大戦略の作成、海外拠点の設置、販路開拓、ターゲット国・地域に係る調査・研究、一元的相談窓口の設置等を推進する。畜産物等、コンソーシアムの存在する品目は、以上について、品

目団体とコンソーシアムが連携して取り組む。国がこれらの取組に対し、スタートアップの一定期間支援することで、品目団体等の存在価値を高める。

品目団体に期待される役割は、将来的に自主財源を増加させ、国では行えない細やかな業界支援を行うことであり、品目団体は、会員を対象としたチェックオフも含め自主財源の増加に取り組むよう努めるとともに、他の先進国の義務的チェックオフ制度なども参考にしながら、引き続き財源の充実強化について検討する。

対策3 主要な輸出先国・地域において、政府関係機関が一体となって、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する体制を整備

(1) 輸出先国・地域における政府の支援体制

他の先進国は、農産物貿易の専門部署やスタッフを主要な輸出先国の大使館内又は独自の事務所に設けている。米国の農産物貿易事務所やノルウェーの水産物審議会等は、輸出先国に海外事務所を置き、関係省庁の職員を配置するほか、専門的知見を有するローカルスタッフを長期に配置することで、品目団体等に対して継続的な支援を実施している。

我が国では、輸出先国・地域における農林水産物・食品の輸出促進に、農林水産省以外に在外公館やJETRO海外事務所が関わっているが、米国やノルウェー等のような充実した体制となっていない。具体的には、輸出先国・地域の新たな規制などに係る情報収集・分析や多チャンネルでロビー活動などを行うための体制と現地ネットワークの形成やプロモーション事業などにおける在外公館とJETRO海外事務所間の連携が不足している。さらに、国内外で収集した有益な情報を関係者で効果的に共有し、それを踏まえた全体戦略を立案・実行・フォローアップする日本側の体制が不十分である。

このため、農林水産物・食品の輸出促進に向けた政府の体制強化について、外務省、農林水産省、経済産業省により今後の取組を取りまとめ（別紙2）、具体的な対応策について整理した。

(2) 具体的な対応策

① 輸出先国・地域における支援体制の強化

主要なターゲット国・地域（例えば、米国、EU、ベトナム、シンガポール、タイ、中国、台湾、香港など）において、現地の体制を強化するために、現地食品業界の経験者やコンサルタントなど専門人材へ業務委託を行う輸出アドバイ

ザー制度を創設する。

さらに、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）を形成し、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する。まずは、市場として有望な重点都市で先行的に、「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）を立ち上げ、当該都市における「重点品目」に対応する輸出産地との間の商流づくり等を重点的に進めた「戦略的サプライチェーン」を構築する。

「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）を機能させるため、主要なターゲット国・地域を対象に、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名、農林水産省からJETROへの委託によりJETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能を強化する。

農林水産物・食品輸出本部は、マーケットイン輸出の体制を整備するため、「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）を活用し、輸出先国・地域の規制等に係る情報収集や現地消費者ニーズ等の海外市場分析を行い、分かりやすいポータルサイトを立ち上げるなどして、輸出産地・事業者に提供する。

② JETROと品目団体等の連携

JETROにおいて、品目団体等の要望を反映するため、品目団体等の代表と意見交換を行う会議体を設置するとともに、品目団体等が必要とするターゲット国・地域の消費者ニーズ、商慣行、規制等に関する情報を提供し、深掘り調査が必要な場合には、品目団体等からの委託により調査事業を実施する。

また、品目団体等の国・地域別戦略及び事業計画に基づき、品目団体等が事業者を取りまとめて参加する海外見本市への出展や海外商談会の開催、国内商談会や産地へのバイヤー招へいなど、品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化する。

さらに、重点品目のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や現地輸入商社、現地系流通に精通しているブローカーなど現地パートナーと連携しつつ、現地の商流構築活動を支援する。

輸出産地の要望も踏まえた上で、輸出診断、海外市場情報の提供、個別相談、ウェブマッチングなど、実状に応じたハンズオンの支援を貿易情報センター等を通じて行うとともに、輸出産地による海外オンライン市場の取込みを推進するため、ターゲット国・地域のオンライン市場の動向等を分析して情報提供するとともに、ECサイトへの出品方法のアドバイスなどを行う。

JFOODOにおいて、品目団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、品目団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを実

施する。令和3年度において、品目団体等の状況やJFOODOで活用できる予算額を踏まえつつ、新たに取り組むことが可能な品目を重点品目の中から選定し、品目団体等と連携して、マーケティング環境分析を行いつつ、マーケティング戦略の策定及びプロモーションを実施する。また、我が国の農林水産物・食品の価値が輸出先国・地域の消費者に正しく理解され、価値にふさわしい対価で取引される環境醸成（マーケットメイク）に取り組む。

Ⅲ マーケットインで輸出にチャレンジする事業者の支援

対策4 改正投資円滑化法に基づき輸出に取り組む事業者へリスクマネーを供給

(1) 投資円滑化法の改正

海外の規制やニーズに対応する事業者は、一時的な収入減少や輸出向け施設への設備投資などのリスクを抱える場合があることから、農林中央金庫等が中心となった、リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押しするため、令和3年通常国会に「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。）の改正法案を提出し、令和3年4月28日に公布された。

(2) 具体的な対応策

改正投資円滑化法に基づく投資主体として、輸出に取り組む事業者の現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LPS）の組成をはじめ、民間金融機関等の参画を推進し、輸出に取り組む事業者に対する投資を拡大する。

対策5 農林水産物・食品の貿易に伴うリスクに対応するためのセーフティネットを措置

(1) 農林水産物・食品の貿易に伴うリスク

すべての事業者にとり、リスクに対する最大の備えは、資本の充実であり経営力の向上である。一方で農林水産事業者・食品事業者は、自然災害や異常気象、豚熱、鳥インフルエンザなどの動物疾病や病害虫の発生などの、通常の経営リスクを超える特有のリスクを抱える。その上輸出事業には、さらに輸出先国・地域の輸入規制の強化などのリスクが伴う。しかし、貿易保険や収入保険などの既存制

度では、このようなリスクを十分にカバーしきれず、民間金融機関にとっても融資決定のリスク要因となり、輸出に取り組む事業者に必要な融資が行われない。このため、農林水産物・食品の輸出拡大に必要な事業の拡大や運転資金などの借入れが十分にできていない。

(2) 具体的な対応策

農林水産物・食品の輸出特有のリスクに対応するため、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等に対する運転資金の支援を行うほか、金融機関からの融資を円滑に供給するための保証の支援などの措置を講じる方向で検討する。

対策6 効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減

(1) 輸出物流の課題

輸出産地が集中する北海道・九州等の輸出の多くが、京浜・阪神の港湾・空港への陸上輸送に依存しているとともに、小ロット・多品目の輸出が行われており、貨物量が少ない、又は季節変動があるなど不安定な地域からは直行便の運行が難しい状況にある。

また、地方港湾・空港周辺に、冷蔵・冷凍倉庫などのインフラ設備等が不足しているとともに、規格違いの包材を用いている、パレットを使わないなど、非効率な輸送が多く行われているほか、輸出に係る手続は煩雑で時間・場所の制限も多いことや、CAコンテナ等が偏在し、欲しいときに手に入らないことなど、多くの課題がある。

今回、農林水産省と国土交通省が「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理した（別紙3）。

(2) 具体的な対応策

上記意見交換会で整理した事項を実施するため、以下の措置を講じる。

① 設備投資の促進

輸出物流の強化に向けて、輸出産地、物流事業者、行政などが参加するネットワークを構築し、効率的な物流ルートやそのために必要なインフラ整備についての関係者間の合意を踏まえ、輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出促進法に基づく輸出事業計画に設備投資計画を追加し、計画に基づ

き行う施設等の整備に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する。

② 輸出物流の強化

大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード等の規格化・標準化を進め、品目団体が定める業務規程において、物流についても具体的な規格を定める。また、包装資材・保管技術の開発・実装等の取組を支援する。

対策7 加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進、地域の中小食品事業者の輸出体制を構築

(1) 加工食品の課題

我が国には多くの食品事業者が存在しており、中小企業や中堅企業においても海外市場でも受け入れられる魅力ある食品を製造している。一方で、国内需要が減少しており、このままでは、多くの食品事業者が事業規模を縮小するか廃業せざるを得なくなる。食品事業者は地域の経済において重要な位置を占めており、国内のみならず海外市場にも目を向ける必要がある。

加工食品は、2030年5兆円目標のうち2兆円を占める重要な品目であるが、加工食品の輸出拡大を進めるに当たっては、取り巻く課題を踏まえた対応が必要となる。

加工食品においては、原料に関する海外の食品安全規制、食品添加物等の規制、表示や容器の規制など、輸出に当たっての規制が複層的に課せられており、農林水産物と比べても多くの規制に対応する必要がある。特に、原料や食品添加物について、国内向け製品とのコンタミネーションを防ぐために、別ラインでの生産・流通とする必要があり、輸出向けの生産・物流を行うには設備投資が必要になる。また、輸出先国・地域の規制は、品目や原材料によって様々であり、輸出先国・地域によっては変更も頻繁であり、言語面での障壁もあるため、品目に応じた継続的なきめ細かな対応が必要である。

取組に当たっては、国内各地に、海外のマーケットでも有望な加工食品を製造する食品事業者や地域の産品を海外において販売しようとする食品流通業者・商社等が存在しており、こうした事業者の輸出の取組や連携を促していく必要がある。

(2) 具体的な対応策

① 設備投資の促進

加工食品の輸出対応に必要な製造ラインの構築や機器整備、トレーサビリティ確保のためのIT化等に必要な設備投資を促進するため、輸出促進法に基づく輸出事業計画に設備投資計画を追加し、計画に基づき行う施設等の整備に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する。

② 地域の食品事業者の輸出の取組や連携の推進

地域の中小食品企業については、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、棚の確保を行うことが困難であるため、地域の食品企業の協業の推進により、このような課題の克服を目指す。このため、共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を支援する。

③ 海外における添加物規制への対応

加工食品の輸出の大きな障害である食品添加物規制については、引き続き、輸出先国・地域に対する食品添加物の認可申請を支援するとともに、早急に輸出を増加させる観点から、輸出先国・地域の規制に合った食品添加物の代替利用を促進するため、現状把握や代替品の調査を行うとともに、食品添加物規制に対応した新商品の開発を支援する。

対策8 輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を支援

(1) 我が国食産業の発展に貢献する海外展開

農林水産業・食品産業に携わる事業者は、国内市場が将来的に縮小していく中、海外市場の獲得を目指して輸出の拡大に尽力してきた。さらに、海外市場との結びつきを強めるに従い、各事業者は、以下のような類型で海外へ展開し、海外の消費者への直接のアプローチや現地生産によるコスト削減を図っている。

- ① 日本で生産した農林水産物・食品の現地での物流・販売拠点を設立
- ② 現地法人と技術供与や業務提携などのパートナーシップを締結
- ③ 現地法人との合弁法人を設立
- ④ 100%独資による子会社を設立

これらの企業行動は、個別の事業者の利益だけでなく、我が国の農林水産業・食品産業全体の国際収支ベースでの利益を増大させるものでもあり、政府としても、相手国政府に対し企業環境の改善を要求するなど側面支援してきた。

他方で、海外の法制度への知見不足から、現地の提携先に企業秘密を流出させてしまうといった事例も散見される。このような安易な海外展開は、当該企業に被害を及ぼすのみならず、海外の企業に市場を奪われ、我が国の農林水産業・食品産業の空洞化にもつながりかねないことから、このような事態を回避するため、現地企業との提携に係る契約ひな型を示すなどして、知的財産・ノウハウの流出阻止のための方策の周知を図る必要がある。

また、海外展開を積極的に行う企業の中には、現在は輸出が困難でも、鮮度保持技術の改良や市場の成熟により将来的な輸出市場となる可能性を狙って進出を試みる企業や、付加価値の高い農産物の輸出とコストを抑えた現地生産とを組み合わせることで現地市場への浸透を図る企業など、将来的な輸出拡大に貢献する取組を行う企業も増加している。

このような企業の取組に対しては、各国・地域の進出環境についての情報提供や、知的財産・ノウハウに係る法律家による支援など、海外展開の段階ごとの多様な課題に応じた積極的な支援を行う必要がある。

(2) 具体的な対応策

令和3年度中に、海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成する。

また、ガイドラインに沿って活動を行う事業者に対し、我が国の利益となる海外展開を後押しする観点から、

- ① 海外展開に必要な現地の法規制やビジネス慣習などについて専門家が支援を行うとともに、パートナー契約や雇用契約等について法律家のアドバイスを行う支援体制を整備
- ② 海外現地法人を設立し、設備投資を行う場合の資金供給を促進
- ③ 改正投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者の海外現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LPS）の組成により資金供給を促進に取り組む方向で検討する。

IV 政府一体となった輸出の障害の克服

対策9 民間機関を活用し、輸出証明書の発行を迅速化

(1) 現状・課題

現行の輸出促進法においては、輸出証明書を発行できる主体が国又は都道府県等のみとなっており、民間機関である登録認定機関は、施設認定業務の一環として、輸出農林水産物等が自ら認定した施設において適切に製造、加工等されたことの証明書を発行できるとされている。

しかし、輸出促進法の施行後に輸出に関する協議が調ったペルー向け輸出水産食品については、ペルー当局から輸出施設の認定の要否にかかわらず、登録認定機関が衛生証明書を発行することが認められたところである。

輸出の更なる拡大のためには、輸出先国・地域の求めに応じて、登録認定機関が自ら認定した施設に限定されず、迅速に衛生証明書等の輸出証明書を発行できる体制を整備することにより、輸出事業者へのサービスを強化する必要がある。

(2) 具体的な対応策

登録認定機関が認定施設の確認を行わずとも衛生証明書等の輸出証明書を発行できるようにするため、輸出促進法を見直し、登録認定機関による輸出証明書の発行の規定を置くことを検討する。

対策 10 輸出証明書発給を電子化し、事業者の利便性を向上

(1) 現状・課題

輸出先国・地域から通関時に求められる輸出証明書については、税関等の当局で、協議に基づき発行権限を有する機関によって発行されたものであること等が、容易に判断できるものとする必要がある。

現状、我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されているが、輸出証明書の提出を電子的な送受信で対応している国もある。なお、我が国においても、発行機関から輸出先国・地域当局へ電子メールで輸出証明書の送付を行っている例が一部にある。

また、各種輸出証明書の申請及び交付をワンストップで行えるシステムについて、輸出証明書の電子化の取組を進めるため、発行手数料のオンライン納付の仕組みを含めて、全ての手続がオンラインで完結できるよう、検討する必要がある。

(2) 具体的な対応策

輸出証明書の電子化は、①政府間で証明書のやり取りを行うことで証明書の不正利用が減少する、②輸出元での証明書の交付・受領手続がなくなり、申請者及

び発行機関の双方で時間と費用が削減できるといったメリットがある。

このため、当面の取組として、現在電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように、輸出先国・地域に働きかけるとともに、オンラインで完結させる手続の1つとして、証明書発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討する。

対策 11 政府一体となって日本の知的財産を保護・活用

(1) 現状・課題

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ等の知的財産によって、他国に類を見ない特質・強さを有している。その一方、植物新品種等の海外への流出、模倣品の流通等の課題が生じており、このような課題に対応するため、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）」の和牛2法の施行や種苗法（平成10年法律第83号）の改正を行い、改正種苗法については、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や都道府県等の公的機関が育成した登録品種について、海外への持ち出しを制限する品種として、令和3年4月に1,975品種を公表した。今後も、民間育成の品種を含め順次追加公表を予定している（別紙4）。

加えて、農林水産分野でも技術やノウハウといった重要な知的財産について、秘匿している情報は多いが、農業は屋外で栽培が行われることが多く秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたい。

こうした点も含めて、農林水産省においては、令和3年4月に第4次となる「農林水産省知的財産戦略2025」を策定した（別紙5）。

また、昨今、中国等が、緑茶など我が国が強みを有する食品を含む数々のISO規格を提案してきているが、我が国の製造方法等とは異なる規格が世界標準となり、日本からの輸出に悪影響を及ぼす可能性がある。また、海外の消費者は生産・流行程の開示を求めているが、我が国はトレーサビリティ等に向けた統一的な取組が遅れており、JAS等の規格の積極的な活用が求められている。

(2) 具体的な対応策

改正種苗法に基づく登録種苗の海外への持ち出し制限を行う追加リストを令和3年9月までの届出後、速やかに公表するとともに、育成者においてこれらの品

種が海外に流出することがないよう監視することを支援する。

また、和牛遺伝資源については、海外への持ち出しを制限し、適正な流通管理を図るため、譲渡する際に締結すべき契約のひな形の普及を通じて契約を促進するとともに、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施する。

加えて、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、令和3年度中に農業分野固有の取引慣行等を踏まえた営業秘密の管理方法等を整理したガイドラインを作成する。

また、我が国の伝統的な食品について、他国産の食品との差別化を図るという観点から、例えば、我が国独自のこうじ菌及び製造方法を規格化した「みそJAS」を令和3年度中に制定し、国際規格化を目指すとともに、流通行程が複雑化している現在において、流通行程の情報を詳細に消費者に示すことで消費者に購買意欲を与えるフードチェーン情報公表JASをコメ、メロンなどで制定することを検討する。

V 新たな取組を実現するための法制度の見直し

対策12 輸出促進法を改正し、上記課題の対応を実現

(1) 輸出促進法の改正

輸出促進法を改正し、以下の①から③までの内容を措置することを検討。

① 品目団体の法制化

- ・ 主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする組織を設立できることとし、「品目団体」として法的に位置付ける。
- ・ 品目団体の主たる業務として、ナショナルブランドの確立や生産・流通・販売における品質等の統一・合理化を目的とした規格等を定めた業務規程を作成できることとし、会員にその遵守を求めることができる。
- ・ 品目団体の下で、関係者がオールジャパンで輸出に取り組むため、会員のための海外市場調査、輸出先国・地域における商流開拓、ナショナルブランドの構築等を実施する。
- ・ また、会員を対象としたチェックオフの導入等により自己収入を増加させ、品目団体の自主活動財源の確保に努める。

② 輸出事業計画に対する支援の拡充

- ・ 輸出を行う施設等の整備を促進するため、輸出事業計画の記載事項として設備投資計画を新たに設け、設備投資計画に基づく施設等の整備に対する農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用手続の簡素化などの各種法律の特例を措置する。
- ・ 輸出事業の実施に必要な施設整備や運転資金等の様々な資金ニーズに対応するため、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者に対する資金供給を促進する。
- ・ これらの措置に加え、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者が借り入れる際の保証の支援などにより、輸出事業計画策定のインセンティブを高めるとともに、各種政策を輸出事業計画へ紐づけし、認定事業者に対する支援を充実させる。また、輸出事業計画に基づき輸出目標を管理するとともに、実際の輸出の進捗管理を実施する。

③ 登録認定機関の業務拡大

専門的な知見を有する民間検査機関を活用し、更なる輸出手続の円滑化を図るため、登録認定機関の業務として、新たに輸出証明書発行業務を規定する。

(2) 金融・税制などを含めた幅広い支援

輸出に取り組む事業者の設備投資を更に促すため、農林水産事業者・食品製造事業者が輸出事業計画（設備投資計画）に従って施設等を取得等する者に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する。

また、輸出に取り組む事業者の様々な資金ニーズに対応するため、輸出事業計画に基づき輸出事業を実施しようとする者に対し、運転資金の供給を促進することも併せて検討する。

輸出産地の品目別一覧

5月27日現在

重点品目	産地数	実施主体数	所管部局
牛肉	18産地	18	畜産部
豚肉	5産地	5	畜産部
鶏肉	7産地	7	畜産部
鶏卵	7産地	7	畜産部
牛乳乳製品	2産地、5社	7	畜産部
果樹(りんご)	7産地	17	生産局
果樹(ぶどう)	5産地	19	生産局
果樹(もも)	6産地	17	生産局
果樹(かんきつ)	14産地	18	生産局
野菜(いちご)	12産地	17	生産局
野菜 (かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜)	38産地	49	政策統括官付 ※「その他の野菜」は生産局
切り花	9産地	10	生産局
茶	12産地	22	生産局
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	37産地	37	政策統括官付
製材	4産地	4	林野庁
合板	8社	—	林野庁
ぶり	7産地	16	水産庁
たい	3産地	7	水産庁
ホタテ貝	2産地	3	水産庁
真珠	1産地	1	水産庁
清涼飲料水	11社	—	食料産業局
菓子	46社	—	食料産業局
ソース混合調味料	14社	—	食料産業局
味噌・醤油	味噌20産地、39社	20	食料産業局
	醤油23産地、48社	23	
清酒(日本酒)	618者	—	国税庁
ウイスキー	33者	—	国税庁
本格焼酎・泡盛	200者	—	国税庁
合計	1,261産地	324	—

農林水産物・食品の輸出促進に向けた体制強化

外務省
農林水産省
経済産業省

2030年に輸出額5兆円という政府目標の達成に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のために、具体化を検討。

(参考) 輸出拡大実行戦略抜粋

(中略) 輸出支援を行うため、政府全体としての課題を整理した上で、外務省、農林水産省等の関係省庁は、大使館などの役割強化の方法など国の体制強化について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。

【今後の具体的な取組】

1. 海外市場分析・情報収集の抜本的強化

市場の現状・潜在的な輸出可能性等をより掘り下げて把握する。

2. マーケットイン輸出のための司令塔機能の強化

各国・地域の市場実態や現地関係者の取組を関係省庁が把握し、「本部」にて集約し、各省大臣を通じて対応方針を示すなど、司令塔機能を強化する。

3. オンライン販売・マーケティング分析

コロナ禍でECサイトの利用が急増したことも踏まえ、オンライン市場の動向を把握し、新たなマーケティング分析の要素として検討するとともに、ECサイトの商流構築を進める。

4. 体制強化

現地関係者の連携強化、農水アタッシェの配置強化、JETRO・JFODOの取組及び連携の強化、在外公館における担当官の指名、アドバイザー制度の創設等を検討。

5. 対外広報・プロモーション活動の取組強化

関係省庁・機関との現地における広報面での協力、コロナ禍で重要性を増すオンライン広報・プロモーションについての連携を強化。関係事業者とも協力し、総合的な情報発信を行う。

「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」

効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会

(農林水産省・国土交通省)

効率的な輸出物流の構築に向けて、大ロットで経済的かつ安定的な輸出につながるため、港湾・空港の利活用及び最適な集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、産地から海外の販売拠点までのコールドチェーン及びトレーサビリティを確保するため、以下のような取組を進める。

1. 最適な輸送ルートの確立

- (1) 輸出に係る輸送費の相当部分を国内の陸上輸送費が占めていること、国内陸上輸送においてトラックドライバーの労働需給のさらなる逼迫のおそれがあることを踏まえ、地方の港湾・空港も活用して、輸出産地からの直行便、航路・空路の主要港への経路便など多様な輸送ルートの中から、商品・物量・時期に応じた最適な輸送ルート・輸送手段を選択して、国内陸上輸送にかかる時間とコストを短縮する。
- (2) 集荷・運送システムの構築に向けて、中期的には農林水産品・食品輸指向けの競争力のある定期ルートの構築を図る。

2. 大ロット化・混載の促進のための拠点確立

- (1) 地方の港湾・空港の活用が大ロット化や温度等について同じ取扱いができるものの混載に資するよう、重点品目の輸出産地の状況なども踏まえ、拠点となる地方の港湾・空港を関係者が選定し、大ロット化等に向けた取組を実施する。
- (2) 大ロット化を効率的に実現するため、先行的に取組を進めてきた産地・事業者の協力も得て、重点品目の生産流通の条件を踏まえ、以下3つの属性における物流拠点の整備の必要性・実現性を検討する。
 - ・ 輸出産地が集中している地域
 - ・ 輸出産地と輸出環境・体制が整備されている港湾・空港へのアクセスのよい地域
 - ・ 航路・空路が充実し、輸出貨物が集中している地域

3. 輸出産地、物流事業者、行政などが参加するネットワークの構築

- ・ 輸出産地や輸出事業者、物流事業者、行政が参画する協議会等を設置し、輸出産地の連携を含む地域単位又は港湾、空港、卸売市場など物流拠点単位でのネットワークを形成する。また、生産・出荷・物流に関する情報を可視化するプラットフォームなどを形成し、ネットワーク内や輸出先の事業者ネットワークと情報共有・連携を図ることで、陸上輸送の時間短縮、大ロット化・混載によるコスト低減などの方向性を決定する。

4. 物流拠点の整備

- (1) 拠点港湾・空港の活用を図るため、通関時にコールドチェーンが切れることがないように、保税蔵置場を含む港湾・空港の施設・機器整備や IT 化（電子化）の推進を図る。
- (2) 輸出産地、拠点港湾・空港周辺、輸出先国の物流拠点に大ロット化・混載、コールドチェーン、トレーサビリティ確保のために必要な物流施設・機器整備の推進を図る。
- (3) E U－H A C C P 等の外国の規制、M S C などの民間規格が、適切な管理を行っていない製品の混入防止やトレーサビリティなどの対策を講じていることを求めていることに対応し、このような規制・規格の要求に対応した物流施設を増やす。

5. 鮮度保持・品質管理や物流効率化のための規格化、標準化

- (1) 品目ごとに、適切な温度管理、生産出荷の方法、消費期限の取扱いを定めるとともに国際貨物コンテナ等のサイズやコード等に関する国際的な標準を踏まえた、パレット化に適した外装サイズ、コード等の規格化・標準化を進め、輸出に係る生産・加工・流通の統一の規格・標準を策定し、活用する仕組みを作る。
- (2) 国内向けの細かい規格から、輸出先国の消費者ニーズや商慣行を踏まえ、規格の簡素化も含めた輸出向けの規格の制定やブランディングを推進する。

6. 検疫等の行政手続上の環境整備

- ・ 産地から輸出先までの到達に要する時間を短縮するためには、検疫等の通関時の検査や証明書の発行、行政手続の迅速化や利便性の向上も有効な手段であることから、港湾・空港やその周辺の物流拠点に必要な手続を簡便に行える環境整備を進める。

7. 包装資材・保管技術の開発・実装

- ・ 長時間の輸送の影響を緩和する強度を持った包装資材、輸送時の鮮度・品質を維持するコンテナなどの輸送・保管に関する技術開発を「持続可能な開発目標（SDGs）」への世界的な関心の高まりに配慮しつつ進めるとともに、これらを活用した取組の国際的な標準化も視野に入れた規格化・標準化に取り組む。

以上

輸出先国の制限に係る届出の品種数と主な品種(4月9日公示)

品目	届出品種数	主な届出品種
稲	393	ゆめぴりか、青天の霹靂、新之助、富富富 等
麦	108	ネバリゴシ、きたほなみ、さぬきの夢2009 等
大豆	80	はたゆたか、いわいくろ、シュウレイ、黒っこ姫 等
かんしょ	52	べにはるか、クイックスイート、からゆたか 等
りんご	43	ルビースイート、恋空(あおり16)、サワールージュ 等
もも	33	ふくおとめ、ゆめしずく、おかやま夢白桃 等
ぶどう	30	シャインマスカット、ルビーロマン、オーロラブラック 等
かんきつ	70	あすみ、せとか、みえ紀南1号、紅まどんな 等
いちご	78	あまおう(福岡S6号)、いちごさん(佐賀i9号)、もういっこ等
メロン	34	アルシス、ゆめてまり、イバラキング 等
ネギ	20	ふゆわらべ、足長美人、湘南一本 等
花・観賞樹	354	リップルピーチ(スイトピー)、天女の舞(シクラメン)等
茶	35	さいのみどり、つゆひかり、鳳春、さきみどり 等
その他	645	
届出合計	1975	

農林水産省知的財産戦略 2025 の概要

農林水産分野の知的財産制度に係る今後の主要な取組

- ▶ 改正種苗法により植物新品種の海外流出を防止。UPOV との連携により海外登録を早期化。
- ▶ 和牛2法による和牛遺伝資源の流通管理を強化。
- ▶ 令和11年度までに200件のGI登録を目指すとともに、諸外国との相互保護等を推進。
- ▶ 海外において我が国のブランド製品の商標出願や権利保護を促進。
- ▶ JAS等の我が国発の規格について国際標準化の展開。
- ▶ 農業分野のノウハウ保護と調和のとれたデータ利活用を促進。 等

グローバル時代に必要となる農林水産知的財産政策の方向性

(1) オープン・クローズ戦略

農林水産物の輸出拡大や海外への事業展開の拡大において利益を最大化するため、オープンにする知財と保護するものを仕分けて有効活用する戦略の導入。

(2) 知財を活用して儲ける事業者の後押し

国内事業者に悪影響を与えないよう留意しつつ、農林水産業・食品産業の海外展開を進め、①知財権を事業活動のコントロール手法として使用する、②ライセンス収入を確保するための支援策を検討。

(3) 価値の源である営業秘密の保護

不正競争防止法の営業秘密の活用を含め、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方策を検討。

(4) 輸出のための国内標準化の推進

JAS制度等を活用し、輸出に向けた生産・流通・販売の規格を標準化。

(5) 輸出など海外市場をにらんだ知財創出

海外の市場を開拓するための保存・輸送技術や品種を開発。

(6) 新しい農林水産業に対応した価値創出

フードテック分野の研究開発や社会実装を進める。

(7) 地球的課題に対応した知財の創出

地球にやさしい農薬・肥料などの資材や技術の開発、飢餓問題の解決に向けた品種・生産技術の開発等に取り組む。

人材の育成

- ▶ 関連士業との連携を強化。大学生・農業高校生向け知財教育等を充実。